

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.30	Google Workspace導入に係る構築及びデータ移行等業務(令和7年度)	札幌総合情報センター株式会社	218,790,000	R7.3.24	R7.4.1 ~ R7.9.30	本業務は、本市が新たなグループウェアとして採用する「Google Workspace」の導入に向けた環境構築、データ移行等を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務(インターネット接続及び公式IP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守)」を受注するほか、現在本市が進めるNEWSネット構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R7.4.30	令和7年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	381,194,000	R7.3.31	R7.4.1 ~ R8.3.31	ア 本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団(現：一般財団法人札幌市スポーツ協会)が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることにより、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。 イ 本市では「札幌市公衆施設予約情報システム(以下「システム」という。)」の業務端末を区体育館等窓口に設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、同システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。 ウ 協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内280校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.4.30	令和7年度民生委員・児童委員研修等業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	1,324,400	R7.3.31	R7.4.1 ~ R8.3.31	民生委員法では、民生委員に対して一定の区域ごとに協議会の設置が義務付けられており、協議会の任務として、必要な資料及び情報を集めることや必要な知識及び技術の修得をさせることが定められている。また、自治体に対しては民生委員の指導訓練を実施することが定められている。 札幌市においては、札幌市民生委員児童委員協議会(以下「市民児協」という。)の事務局を、市民児協会則に基づき札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が担っており、市社協は、市民児協が行う各事業の企画調整を行っている。 また、市社協は、全国組織である全国社会福祉協議会の構成団体であるが、全国社会福祉協議会は全国民生委員児童委員連合会の事務局を担っているため、民生委員活動の支援における最新の情報や他都市の状況等を把握することが可能である。 以上の点から、市社協は、民生委員活動や地域福祉における民生委員の役割について高度な知識を有しているとともに、全国規模のネットワークを活用して情報収集を行うなど、他団体では持たえないノウハウを持っており、札幌市が実施する当該研修を効率的かつ効果的に実施できる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R7.4.30	札幌市介護認定事務業務	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	899,479,900	R7.3.3	R7.3.3 ~ R12.3.31	本業務は、区役所に代わって介護認定業務の根幹を担う非常に重要なものであり、業務が停滞して介護認定の通知が遅れてしまったり、介護保険システムへの入力誤り・誤送付があったりすると市民生活に多大な影響を及ぼしてしまふ。そのため、受託者の選定に当たっては価格で評価する競争入札は適さず、公募型企画競争により、介護認定業務の専門的な知識や経験を具体的に提案させた上で、契約候補者を選定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健福祉部介護保険課 011-211-2547
R7.4.30	介護保険要介護(要支援)認定に係る認定調査業務	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	687,401,000	R7.3.21	R7.4.1 ~ R8.3.31	要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査は、介護保険法第24条の2第1項により、都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人(以下、「事務受託法人」。)に委託することができ、札幌市圏域をサービス提供地域としている事務受託法人は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下、「社協」。)一般社団法人北海道介護支援専門員協会(以下、「支援専門員協会」。)と、日本ビジネスデータプロセッシングセンター(以下、「日本データ」。)の3か所で、いずれも事業所は札幌市内にあり、調査員数はそれぞれ、社協が152人、支援専門員協会は14人、日本データは1人である。 なお、支援専門員協会は、激甚災害時のみに指定市町村事務の委託契約を取り交わすとされているので、本業務を委託することはできない。 以上から、令和7年度委託予定件数約92,000件を公平均一に一括して調査できる体制を保有しているのは、認定調査専門の調査センターを市内8か所に設置し、公平・中立かつ円滑な認定調査に努めている社協のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健福祉部介護保険課 011-211-2547
R7.4.30	働く世代のがん患者への支援事業	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2,500,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター(以下「相談支援センター」という)を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。 当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適用しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3513

令和6年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額 (円)	契約締結 年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.30	令和7年度札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム保守業務	T X P M e d i c a l 株式会社	4,752,000	R7.3.18	R7.4.1 ~ R8.3.31	本業務は、札幌市保健福祉局、札幌市消防局及び市内医療機関が使用する「札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム」(以下「本システム」という。)に関する保守運用を行うものである。 本業務の履行には、本システムに関して十分な知識を有し、安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠となる。 当該事業者は、本システムの要件分析や設計に携わっており、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを開発した事業者である。また、稼働するサーバ構成や仕様等を熟知していることから、本業務を履行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェル、医療政策課 011-211-3517
R7.4.30	令和7年度札幌市火葬場予約システム運用保守業務	都築電気株式会社	3,814,800	R7.3.25	R7.4.1 ~ R8.3.31	札幌市火葬場予約システムは、令和5年度に都築電気株式会社及びその再委託先の株式会社フェローが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズして構築したシステムである。そのため、システムのパッケージ製品部分の著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムの構造や機能等を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 以上のことから、本業務を履行可能な者は上記選定事業者以外にいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェル、施設管理課 011-211-3518